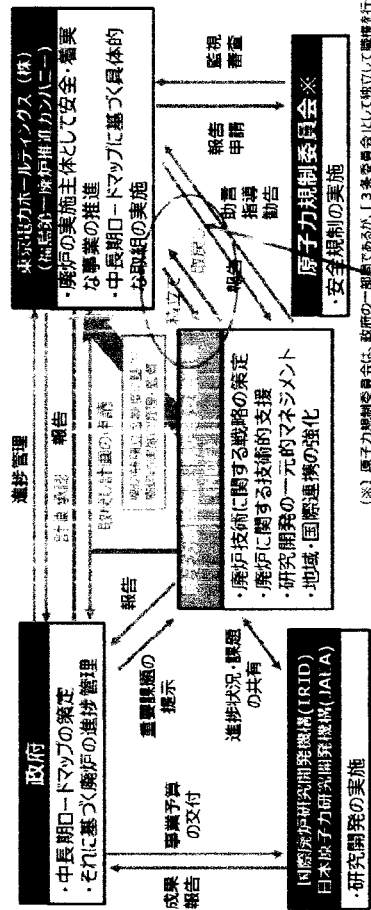








# 原子力損害賠償・廃炉支援機構の仕組み



# 原子力損害賠償・廃炉支援機構の問題点

- 1、無尽蔵に交付国債を発行して、東電を延命させる制度である。
- 2、損害賠償だけでなく、自損である事故処理まで「廃炉」という名目で支援。
- 3、この「廃炉」は、通常の「原発廃炉」とは意味が異なる。
- 4、東電の「廃炉」は、通常の「原発廃炉」とは意味が異なる。
- 5、返済金が特別負担金と、一般負担金である。
- 6、特別負担金は東電だけが負担するが、一般負担金は他の原子力事業者も負担。
- 7、他の原子力事業者には「将来への保険金」と説明するが、実際は東電で使い切る。
- 8、もし、第二の原発事故が起これば、全く同様の仕組みがおも一つ必要。
- 9、返すお金(一般負担金、特別負担金)と、積み立てるお金(廃炉積立金)の原資は、事実上「託送料金」になる。
- 10、東電は「オール東電の責任」を理由に、現に今、送配電事業者(東電パワーグリッド)の剰余利益から賠償金も廃炉(事故処理)資金も、ホールディングスへの上納金として支出されている。
- 11、剰余利益は、経営努力の結果で託送料金に影響はないと説明するが、本来はそれにより託送料金が下がるはずのもの。
- 12、託送料金は全ての新電力が電気料金の原価として消費者から徴収している。
- 13、つまり東電エリアでは、全消費者が、東電の損害賠償と事故処理費用を支払わされている。
- 14、2016年12月の閣議決定では、東電は事故の責任を果たすために、積極的に他の電力会社と統合せよと書かれている。
- 15、仮に全国の送配電会社が「東電パワーグリッド」に吸収されたら、全国の消費者が、東電の損害賠償と事故処理費用を肩代わりすることになる。

# 「オール東電」と損害賠償、事故処理費を消費者転嫁

東電ホールディングスが福島原発事故対応を一手に担当することにし、発電、送配電、小売の各部門(各社)が合理化努力で得た利益から、ホールディングスに対策費用を上納します。「東電の総力を挙げて」という「魔法のキーワード」です。

(参考図(4) 第三者機関(例:原賠・廃炉機構)による資金管理スキームのイメージ)

